



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○ 民有保安林の指定の予定（森林管理課）	1
○ 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	1
公 告	
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）	2

告 示

沖縄県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡大宜味村字根路銘島原124番、125番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字松田真平原2829番・2856番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画緑地の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 沖7号海中道路跡都市緑地
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 山里第一地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--